

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立伊勢原射撃場条例		
条 例 番 号	平成 9 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 14 編第 5 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局スポーツ課		
条 例 の 概 要	県民に射撃に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するための施設である神奈川県立伊勢原射撃場の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	県立伊勢原射撃場は、県民に射撃に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するための施設であり、現在でも設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県立伊勢原射撃場の設置、管理等に関する事項を定めるものであり、必要な条例である。	平成 14 年度から休場中 (鉛による環境汚染を未然に防止するため、鉛弾及び鉛含有土壌の回収、処理工事を実施)
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	県立伊勢原射撃場は、平成 14 年度の休場前には年間 3 万人程度が利用しており、全国でも有数の施設として、有効に機能していた。現在は、全弾回収型施設として再開するため、調整を行っている。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	県立伊勢原射撃場は、再開に合わせ、射撃に相当の知識及び経験を有する者を従事させることができるなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度の導入及びそれに伴う条例の改正を検討している。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県立伊勢原射撃場は、スポーツ活動を広げる環境づくりのため、県の総合計画である「神奈川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営される予定である。また、指定管理者制度の導入を検討することは、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	理 由 指定管理者制度の導入及びそれに伴う条例の改正を検討する。	特 記 事 項
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)